

北海道大学大学院保健科学研究院研究助成制度に関する申合せ

平成20年7月17日

研究院教授会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、北海道大学大学院保健科学研究院（以下「本研究院」という。）の専任教員（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員を含む。以下「教員」という。）の研究推進を図り、研究能力を向上させ、保健科学研究の発展に寄与するための研究助成制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 研究助成制度の名称は、北海道大学大学院保健科学研究院研究助成（以下「助成」という。）とする。

(対象論文)

第3条 助成は、次の各号の一に該当する論文（以下「対象論文」という。）を対象とする。

- (1) 教員が first author となった英文原著論文（査読有，JCR(注1)のIF(注2)有）
- (2) 教員が corresponding author となった英文原著論文（査読有，JCRのIF有）
（ただし、前号に該当する論文は除く。）

(注1) Journal Citation Reports の略

(注2) Impact Factor の略

- 2 対象論文は受理（accept）された時点でIFが付与されていなければならない。

(助成の方法)

第4条 助成の方法は、次条の申請に基づき、対象論文1編につき10万円の研究費を前条各号に該当する教員（以下「対象教員」という。）に配分することにより行う。

- 2 掲載雑誌のランキングが当該カテゴリーにおいて上位10%以内の場合には20万円、上位20%以内の場合には10万円を前項の研究費に追加配分する。

(申請方法)

第5条 対象教員は、対象論文が受理（accept）された時点で次条に定める様式により速やかに保健科学研究院長（以下「研究院長」という。）に申請するものとする。

ただし、何らかの理由により申請が遅れた場合でも、対象論文が受理（accept）された時点から1年以内であれば申請を認めるものとする。

(申請の様式)

第6条 申請は、別記様式により行うものとする。

(助成の決定)

第7条 研究院長は、第5条による申請があった場合、本研究院教授会の議を経て、助成を決定する。

(助成の時期)

第8条 助成の時期は、第7条により決定され次第、速やかに行うものとする。

(事務)

第9条 助成に関する事務は、医学系事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この申合せに定めるもののほか、研究助成制度に関し必要な事項は、研究院長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成 20 年 7 月 17 日から実施し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 2 月 19 日から実施し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 11 月 26 日から実施し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 10 月 21 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 3 月 17 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 4 月 21 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、令和 3 年 8 月 2 6 日から実施する。

保健科学研究院研究助成申請書

申請年月日：(西暦) 年 月 日

1. 申請者

①first author

所属分野：_____

職 名：_____

氏 名：_____

②corresponding author

所属分野：_____

職 名：_____

氏 名：_____

2. 英文原著論文名

3. 掲載学会誌等名

4. 掲載雑誌データ

IF：_____ (JCR 年版)

Category：_____

Journal Ranking：_____ / _____ = _____

5. 論文の受理 (accept) された年月日

_____ (西暦) 年 月 日